

1.3 介護老人福祉施設

<人員基準のポイント>

- ・ 管理者（管理上支障がない場合は、生活相談員との兼務可）
- ・ 医師（必要数）
- ・ 生活相談員（入所者100人又はその端数を増すごとに常勤1人以上）
- ・ 介護職員又は看護職員
（介護・看護職員の総数は、入所者3人又はその端数を増すごとに常勤換算1人以上、看護職員は、入所者30人までは常勤換算1人以上、30人を超え50人を超えない場合は同2人以上、50人を超えて130人を超えない場合は同3人以上、130人を超える場合は50人刻みでさらに加算。看護職員のうち1人以上は常勤であること。）
- ・ 栄養士（1人以上。入所定員が40人を超えない施設は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携で入所者の処遇に支障がない場合は、置かないことができる。）
- ・ 機能訓練指導員（1人以上。兼務可。）
- ・ 介護支援専門員（入所者100人又はその端数を増すごとに常勤1人を標準）

<設備基準のポイント>

- ・ 居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、廊下幅等について、設備基準を満たしていること。

<運営基準のポイント>

- ・ 管理者は施設を一元的に管理し、従業者に基準を遵守させること。
- ・ 運営や利用料等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意を得ること。
- ・ 受給資格等を確認し、認定審査会の意見に配慮すること。
- ・ 原則として、入所申込みに対して応じなければならないこと。
- ・ サービス提供困難時には、他の介護保険施設の紹介等必要な措置をとること。
- ・ 居宅生活が可能と認められる入所者には、円滑な退所を援助すること。
- ・ 居宅介護支援事業者等のサービス提供事業者との密接な連携に努めること。
- ・ 要介護認定の申請（更新）等を援助すること。
- ・ サービス提供、従業者、設備、会計等に関する記録を整備し、保存すること。
- ・ 法定代理受領サービスとなる場合とそれ以外の場合で、利用料に不合理な差を設けないこと。
- ・ 居住費（利用者の選定により特別に提供する費用含む、以下食費に同じ）、食費、理美容代及びその他の日常生活費について、入所者から徴収できること（あらかじめ利用者又はその家族に対し説明し、文書により同意を得ること。）。
- ・ 施設サービス計画の原案を作成し、入所者に説明して同意を得ること。
- ・ 計画に基づいてサービスを提供し、原則として身体的拘束等を行わないこと。
- ・ 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する適切な技術・方法で介護、食事の提供、健康管理、機能訓練、相談援助等を行うこと。
- ・ 入院が3か月以内と見込まれる場合、入所継続（在籍）等の措置をとること。
- ・ 不正又は故意に要介護状態等を生じさせた等と認められた者について、市町村に通知すること。
- ・ 事業内容や利用料等の重要事項を運営規程に定めること。
- ・ 事業の適切な実施に必要な勤務体制、研修の機会等を確保すること。
- ・ 原則として、従業者によりサービスを提供すること（一部委託可。下記（6）参照。）。
- ・ 災害その他やむを得ない場合を除き、利用定員を遵守すること。
- ・ 非常災害に備えて計画を立て、避難・救出等の訓練を行うこと。
- ・ 非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。
- ・ 衛生管理等に努めること。
- ・ 協力病院を定め、協力歯科医療機関を定めるよう努めること。
- ・ 運営規程の概要、勤務体制等の重要事項を施設に掲示すること。
- ・ 従業者や従業者であった者は、入所者や家族の秘密を保持し、同意なく提供しないこと。
- ・ 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- ・ 居宅介護支援事業者との間で、財産上の利益の供与・收受を行わないこと。

- ・ 苦情処理体制を整えて、苦情に迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 入所者の苦情に関して、市町村が実施する介護相談員事業等に協力するよう努めること。
- ・ 地域住民等との連携等地域との交流に努めること。
- ・ 入所者の症状の急変が生じた場合、その他の必要な場合のため、あらかじめ配置医師との連携方法、その他の緊急時等における対応方法を定めておくこと。
- ・ 事故発生時には、家族等への連絡、損害賠償等の措置を速やかに講じること。
- ・ 施設の会計を他事業と区分すること。

※ 以下の事項については、次のような取扱いとなります。

- (1) 介護老人福祉施設は、上記のほか、「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月25日条例第65条)及び「介護保険法施行条例」(平成24年12月25日条例第66号)で定める人員基準、設備基準、運営基準を満たしていることが必要です。ただし、経過措置(一定期間基準を緩和する措置)が適用される場合があります。
- (2) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に支障がない場合には、他の職務に従事可能です(自施設の他の職務に限る。)
- (3) 生活相談員は、社会福祉主事の任用資格に該当する者かこれと同等以上の次の資格を持つ者として、社会福祉主事任用資格者、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士
- (4) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減衰を防止するための訓練を行う能力を有する次の資格を持つ者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復士、あんまマッサージ指圧師、はり師及びきゅう師(他資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 機能訓練指導員については、看護職員が兼務すること(勤務時間を分割することなく、各々の職務を並行して行うこと)も認められます。
 ※ ただし、人員配置を要件とした加算を算定する場合には、加算に係る当該看護職員(機能訓練指導員)は専従であることを要します。
 また、レクリエーションや行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員や介護職員が兼務して行っても差し支えありません。
- (6) 従業者によりサービスを提供することの例外(委託等)は、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務について認められます。
- (7) 非常災害時に必要となる物資は、非常用食料、飲料水、常備薬、おむつ等介護用品(以上3日分)、照明器具、熱源、移送用具です。